



## ■ 目次

SECが時価会計研究に関する報告書を公表  
SECが石油およびガスに関する開示を現代化する最終規則を公表  
FASBとIASBが金融商品の開示改善案へのコメントを要請  
FASBとIASBが金融危機諮問グループのメンバーを公表  
FASBが特定の非公開企業へのFIN 48適用を延期する最終FSPを公表  
FASBが年金およびOPEBの制度資産の追加開示を義務付ける最終ガイダンスを公表  
その他のFASB関連記事  
CAQが不良債務再編成へのFAS 114の適用に関する白書を公表  
AICPAがFAS 60の給付金負債の「変更(unlocking)」に関する技術的実務補助資料を公表

---

## ■ SECが時価会計研究に関する報告書を公表

米国証券取引委員会(SEC)は、2008年緊急経済安定化法(EESA)によって実施を命じられた時価会計研究に関する報告書を公表しました。SEC職員によるこの報告書は、あらゆる公正価値会計基準の停止に反対する一方、既存の公正価値に関する要件の適用と関連する実務の改善のために実施すべきと考えられるいくつかの対策を特定しています。また、この報告書には、金融資産の減損に関する会計処理の再検討や、公正価値の決定に関する追加的なガイダンスの作成などの勧告が含まれています。

▼ この報告書の全文およびより詳しい情報は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.sec.gov/news/press/2008/2008-307.htm>

▼ また、CFODirect Network のメンバーは、このSEC報告書の公表に関するPwCによる Breaking News の記事を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=MSRA-7MUR9E&SecNavCode=ASPP-5SLM5R&ContentType=Content>

---

## ■ SECが石油およびガスに関する開示を現代化する最終規則を公表

SECは、投資家による石油およびガス会社における投資の価値評価に役立てるために石油およびガスの報告要件の大幅な改訂と現代化を行う最終規則を公表しました。新規則では、様々なタイプの埋蔵量の定義を更新し、特定の条件に適合する場合には、企業が確認埋蔵量を決定するためにより多様な技術を検討することを認めています。また、石油およびガスの埋蔵量の決定および開示に使用される価格を単一日における期末日価格から、12ヶ月間の平均価格へと変更しました。この規則改訂は、外国登録企業による石油およびガスの開示と国内企業によるそれとのレベルを合わせるものでもあります。

▼ この最終規則の全文は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.sec.gov/rules/final/2008/33-8995.pdf>

---

## ■ FASBとIASBが金融商品の開示改善案へのコメントを要請

米国財務会計基準審議会(FASB)および国際会計基準審議会(IASB)は、関連する経済特性を有するが異なる測定属性を持つ(例: 公正価値、償却原価など)特定の金融資産について企業が提供する情報の比較可能性の向上を目的とした提案へのコメント募集を発表しました。

FASB案である、FASB職員意見書(FSP)草案 No. FAS 107-a「特定の金融資産に関する開示: FASB基準書第107号の修正」では、満期保有に分類される負債証券、売却可能に分類される負債証券、および損益計上を通じた公正価値で測定されていないローンおよび長期債権に適用されることとなります。特に、上述のタイプの金融資産の共通する測定属性、すなわち、公正価値および各タイプの金融資産に発生した損失額と貸借対照表上の帳簿価額の比較表が含まれています。また、様々な測定シナリオに基づく継続事業によるプロ・フォーマ収益(税引き前)も開示に含まれることとなります。この提案によれば、適用は2008年度末のレポーティングから開示が義務付けられることとなります。

IASB案である、IFRS第7号「金融商品: 開示」修正案には、同様の一連の開示が含まれ、同じく2008年度末のレポーティングから適用が義務付けられることとなります。

FASB案およびIASB案へのコメント募集は1月15日までです。

▼ 上記の案の全文は、以下のFASBウェブサイトおよびIASBウェブサイトからご覧いただけます。

- FASB案  
[http://www.fasb.org/fasb\\_staff\\_positions/prop\\_fsp\\_fas107-a.pdf](http://www.fasb.org/fasb_staff_positions/prop_fsp_fas107-a.pdf)
- IASB案  
[http://www.iasb.org/NR/rdonlyres/43D44A92-5BB8-411B-8684-81E38C0CE9F0/0/ED\\_AmdmentsIFRS7DebtInstruments0812.pdf](http://www.iasb.org/NR/rdonlyres/43D44A92-5BB8-411B-8684-81E38C0CE9F0/0/ED_AmdmentsIFRS7DebtInstruments0812.pdf)

---

## ■ FASBとIASBが金融危機諮問グループのメンバーを公表

FASBとIASBは金融危機諮問グループ(FCAG)のメンバーを公表しました。FCAGは両審議会によって設立された、グローバル金融危機によって生じる財務報告に関する問題を検討するために設けられたハイレベルの諮問グループです。メンバーには国際金融市場における幅広い経験を持つ実業界および公官庁の著名なリーダー達が含まれています。

▼ メンバーの一覧表およびFCAGに関するより詳しい情報は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。  
<http://www.fasb.org/news/nr123008.shtml>

---

## ■ FASBが特定の非公開企業へのFIN 48適用を延期する最終FSPを公表

FASBは最終のFASB職員意見書(最終FSP) No. FIN 48-3「特定の非公開企業のためのFASB解釈指針第48号の適用日」を公表しました。このFSPは特定の非公開企業へのFIN 48「法人所得税の不確実性に関する会計処理」の適用日を延期するものです。公開企業の連結対象である非公開企業には適用されません。さらに、この最終FSPの発行前に年度の財務諸表一式にFIN 48を適用済みの非公開企業はこの延期措置の適用対象にはなりません。

この延期措置を活用する企業は、財務諸表上にその旨、および不確実なタックス・ポジションに関する会計方針を明確に開示することが義務付けられます。

FASBはこの延期措置の付与を12月半ばに決定しました。適用日の延期は、パス・スルー・エンティティおよび非営利組織によるFIN 48の適用に関するガイダンス作成のための時間をさらにFASBに与えることを目的としています。

▼ この最終FSPの全文は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。  
[http://www.fasb.org/pdf/fsp\\_fin48-3.pdf](http://www.fasb.org/pdf/fsp_fin48-3.pdf)

---

## ■ FASBが年金およびOPEBの制度資産の追加開示を義務付ける最終ガイダンスを公表

FASBは最終FSP No. FAS 132(R)-1「退職後給付制度資産に関する事業主の開示」を公表しました。このFSPは、事業主の確定給付型年金制度あるいはその他の退職後給付(OPEB)制度の資産の種類および関連するリスクを巡る透明性強化を目的とした、FASB基準書第132号(R)「年金および他の退職後給付に関する事業主の開示」への修正を含んでいます。

このFSPは FAS 132(R)に示されている開示内容に、(1) 経営者による投資の配分決定はどのように行われるか、(2) 制度資産の主要分類、および (3) 重要なリスク集中、に関する開示の追加を義務付けることによってその強化を図っています。また、このFSPでは、FASB基準書第157号「公正価値の測定」(FAS 157)で要求されているのと同様の、制度資産評価に関する情報の開示を雇用主に義務付けています。それらの開示内容には、(1) 制度資産の公正価値測定が該当する公正価値ヒエラルキーのレベル、(2) 制度資産の公正価値の測定に使用されたインプットおよび評価技法に関する情報、および (3) 重要な観測不能なインプット(FAS 157のLevel 3に該当)を使用して評価された制度資産の期首残高および期末残高の調整、が含まれています。

この新しい開示要件は、2009年12月15日より後に終了する会計年度の財務諸表に記載が義務付けられることとなります。

▼ この最終FSPの全文は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。  
[http://www.fasb.org/pdf/fsp\\_fas132r-1.pdf](http://www.fasb.org/pdf/fsp_fas132r-1.pdf)

---

## ■ その他のFASB関連記事

**プロジェクトの更新:** FASBは以下のプロジェクトの概要を更新しました。

- EITF Issue 99-20 の修正  
[http://www.fasb.org/project/amendments\\_to\\_eitf\\_issue\\_99-20.shtml](http://www.fasb.org/project/amendments_to_eitf_issue_99-20.shtml)
- 特定の金融資産に関する開示  
[http://www.fasb.org/project/disclosures\\_about\\_certain\\_financial\\_assets.shtml](http://www.fasb.org/project/disclosures_about_certain_financial_assets.shtml)
- 組込クレジット・デリバティブの適用除外  
[http://www.fasb.org/project/embedded\\_credit\\_derivative.shtml](http://www.fasb.org/project/embedded_credit_derivative.shtml)
- 一時的でない価値の下落の回復  
[http://www.fasb.org/project/otti\\_reversals.shtml](http://www.fasb.org/project/otti_reversals.shtml)
- 財務諸表の表示  
[http://www.fasb.org/project/financial\\_statement\\_presentation.shtml](http://www.fasb.org/project/financial_statement_presentation.shtml)
- 金融資産の譲渡  
[http://www.fasb.org/project/transfers\\_of\\_financial\\_assets.shtml](http://www.fasb.org/project/transfers_of_financial_assets.shtml)

**会議の議事録:** 1月17日の会議において、FASBはFSP草案EITF 99-20-a「EITF Issue No. 99-20の減損および利息収入の測定ガイダンスの修正」に対して寄せられたコメントレターについて議論を行いました。会議の概要は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。  
<http://www.fasb.org/action/sbd010709.shtml>

---

## ■ CAQが不良債務再編成へのFAS 114の適用に関する白書を公表

監査品質センター(CAQ)は「不良債務再編成に適切な住宅ローンの修正へのFAS 114の適用」と題した白書を公表しました。最近、財政難に悩む借手に関するローン修正の増加が原因で、多くの企業にとってローン修正の会計処理が重要な問題になっています。この非公式の白書の目的は、FASB基準書第114号「貸付金の減損に関する債権者の会計処理—FASB基準書第5号および第15号の修正」(FAS 114)の主要規定を強調し、FAS 114の適用に関連する既存の一般に公正妥当と認められた会計原則(GAAP)の適用に関して生じた疑問への対応について財務諸表作成者および監査人を支援することにあります。

▼ この白書の全文は以下のCAQウェブサイトからご覧いただけます。

[http://www.thecaq.org/members/alerts/CAQAlert2008\\_90\\_12232008.pdf](http://www.thecaq.org/members/alerts/CAQAlert2008_90_12232008.pdf)

---

## ■ AICPAがFAS 60の給付金負債の「変更(unlocking)」に関する技術的実務補助資料を公表

アメリカ公認会計士協会(AICPA)は非公式の技術的実務補助資料(TPA)、TIS Section 6300.36「将来に向けての変更」を公表しました。これは、保険会社が契約開始後において、保険料の欠損が生じている場合以外に、FASB基準書第60号「保険企業の会計処理と報告」に従って作成した当初の給付金負債の前提を「変更する」ことを認めないことを示したものです。従って、保険会社は、保険料の欠損が生じている場合以外においては、契約後に収納率、承認率、あるいは期待された保険料率の増加に係る前提の調整を行うべきではありません。このTPAは、長期医療、メディケア補足、および特定のその他の保障された継続可能契約のような長期契約に関するFAS 60の規定を明確化するために公表されました。

▼ このTPAの全文は以下のAICPAウェブサイトからご覧いただけます。

[https://www.aicpa.org/download/acctstd/TIS\\_section\\_6300-36\\_Prospective\\_Unlocking.pdf](https://www.aicpa.org/download/acctstd/TIS_section_6300-36_Prospective_Unlocking.pdf)

---

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号  
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)  
電話: 03-6858-0179(直通)  
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2009 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.